



災害時の被災中小企業支援 の取組等について

平成30年3月
中小企業庁

1. 中小企業庁における被災中小企業支援について（初動措置）

災害時に災害救助法が適用された場合、同法が適用された地域に対して以下の中小企業支援を実施している。

① 特別相談窓口の設置

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| ・ 日本政策金融公庫 | ・ 商工会議所 | ・ 全国商店街振興組合連合会 |
| ・ 商工組合中央金庫 | ・ 商工会連合会 | ・ 中小企業基盤整備機構 |
| ・ 信用保証協会 | ・ 中小企業団体中央会 | ・ 各経済産業局 |
| | ・ よろず支援拠点 | 等 |

② 災害復旧貸付の実施

	日本政策金融公庫	商工組合中央金庫
金利 ※貸付期間5年の場合	・ 中小企業事業：基準利率1.16% ・ 国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.36% （平成30年1月18日時点）	・ 所定の利率（相談の上決定）
貸付限度額	・ 中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・ 国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円	・ 別枠で1億5,000万円

③ セーフティネット保証4号の適用

- ・ 保証割合：100%保証
- ・ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（一般保証とは別枠）

④ 既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

⑤ 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ・ 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付利率：年0.9%（平成30年2月時点）
- ・ 貸付期間：貸付金額500万円以下は36ヵ月、505万円以上は60ヵ月

※①・②・④は、災害救助法の適用を受けた市町村がある都道府県が対象。

③・⑤は、災害救助法の適用を受けた市町村が対象。

2. 激甚災害法の指定時における被災中小企業支援について

激甚災害法上の中小企業支援

激甚災害制度における中小企業支援措置は、例えば局地的な災害の場合は、被災市町村の中小企業関係被害額が局地激甚災害指定基準に達した場合に適用することができる。

(局地激甚災害指定基準) 被災した市町村の中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額の10%

1. 災害関係保証の特例 (激甚災害法第12条) ※本激、局激が両方が対象

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%保証を実施する(限度額: 無担保8,000万円、普通2億円)。

2. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第14条) ※本激のみが対象

事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に対する、都道府県の補助経費の一部を国が補てんすることにより、共同施設の災害復旧を促進する。

激甚災害指定に伴うその他の中小企業支援

政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ (閣議決定) ※本激、局激の両方が対象

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、当初3年間、1,000万円を限度に0.9%の金利引下げを実施する。

【災害復旧貸付制度及び金利引き下げ特別措置の概要】

1) 資金使途: 運転資金又は設備資金

2) 貸付限度額: 日本政策金融公庫(中小事業1億5千万円、国民事業3千万円)

商工組合中央金庫 1億5千万円

3) 貸付金利: 基準利率(中小事業1.16%、国民事業1.36%)

(貸付期間5年以内の基準利率((平成29年11月10日時点))

4) 金利引下げ: 貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ(貸付後3年間)

3. 主な災害規模毎の対応一覧（激甚災害法、災害救助法）

災害救助法

1号基準

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上100,000人未満	80
100,000人以上300,000人未満	100
300,000人以上	150

※「半壊・半焼」は1/2
「床上浸水」は1/3換算

2～4号基準（略）

激甚災害指定（局激）

当該市町村の
中小企業関係
被害額 > 当該市町村の
中小企業所得
推定額 × 10%

激甚災害指定（本激）

A基準

全国中小企業関係被害額
> 全国中小企業所得推定額 × 0.2%
(H29は約4,468億円以上)

B基準

全国中小企業関係被害額
> 全国中小企業所得推定額 × 0.06%
(H29は約1,340億円以上)
かつ

①当該都道府県の中小企業関係被害額
> 当該都道府県中小企業所得推定額 × 2%

又は

②当該都道府県の中小企業関係被害額
> 1,400億円

△適用基準▽

△適用例▽

平成29年台風第18号

- ・大分県：2市

平成29年台風第21号

- ・三重県：2市町
- ・京都府：1市
- ・和歌山県：1市

平成27年関東・東北豪雨

- ・茨城県：1市（10市町）

平成28年台風第10号等

- ・北海道：1町（20市町村）
- ・岩手県：3市町（12市町村）

平成29年九州北部豪雨

- ・福岡県：2市村（3市町村）

※()内は災害救助法適用地域数

東日本大震災 <全国>

※災害救助法適用地域数は全国8都県で241市区町村
A基準を適用

平成28年熊本地震 <熊本県全域>

※災害救助法適用地域数は熊本県内の45市町村
被害額は約1,600億円（B基準）

4. 平成29年九州北部豪雨（局激）の例①

平成29年九州北部豪雨では、災害救助法が適用された地域（以下の5市町村）に対して被災中小企業支援（初動措置）を実施（平成29年7月6日）するとともに、激甚災害法に基づく激甚災害の指定基準を満たす地域（福岡県朝倉市、東峰村）に対して、追加措置（平成29年8月8日閣議決定）を実施している。

災害救助法の適用＜平成29年7月5日＞

【福岡県】朝倉市（7月6日）、朝倉郡東峰村（7月6日）、田川郡添田町（7月7日）

【大分県】日田市（7月6日）、中津市（7月6日）

※()内は適用を決定した日

初動措置＜平成29年7月6日プレスリリース＞

▶ 特別相談窓口の設置

福岡県及び大分県内等の政府系金融機関、商工会議所、商工会連合会等に設置（計54カ所）

▶ 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付を実施。

▶ セーフティネット保証4号の実施

災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を実施。

▶ 既往債務の返済条件緩和等の対応

政府系金融機関等において、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

▶ 小規模企業共済災害時貸付の適用

小規模企業共済契約者に対し、中小機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。

激甚災害（局激）指定に伴う追加措置＜平成29年8月8日閣議決定＞

※指定災害名：平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

適用地域：【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村

▶ 激甚災害法による災害関係保証（特例）の実施

直接被害を受けた中小企業に対して、信用保証協会が、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証(融資額の100%を保証)を実施。

▶ 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施。

※当初3年間、1,000万円まで。

4. 平成29年九州北部豪雨（局激）の例②

平成29年九州北部豪雨では、その被害が甚大であったことから前述の支援措置に加え、さらに持続化補助金及び商店街補助金や、県の要望を踏まえセーフティネット保証4号の指定地域を拡大といった支援を実施した。

1. 小規模事業者持続化補助金【平成28年度第2次補正予算】

小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助。

対象者	以下の地域で被災した小規模事業者 【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	100万円（福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村） 50万円（福岡県田川郡添田町、大分県日田市）
公募期間	第1次締切：平成29年8月17日（木）～平成29年9月8日（金） 第2次締切：平成29年8月17日（木）～平成29年10月13日（金）
申請・採択件数	第1次締切：採択件数50件 第2次締切：採択件数99件

2. 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)【平成29年度当初予算】

商店街が所有する被害を受けた施設・設備(共同施設、街路灯等)に係る復旧を支援。

対象者	以下の地域で被災した商店街組織 【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	1,000万円（福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村） 500万円（福岡県田川郡添田町、大分県日田市）
公募期間	平成29年8月10日（木）～平成29年10月6日（金）
申請・採択件数	応募者なし

3. セーフティネット保証4号の指定地域の拡大

災害救助法の適用を受けた福岡県3市町村(朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町)及び大分県2市(日田市、中津市)に加えて、以下の地域を追加。

【福岡県】うきは市

【大分県】別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

【参考】中小企業庁における過去の災害時の被災中小企業支援について

平成27年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
口永良部島噴火(5月)	鹿児島県	○	1			
箱根山(大涌谷)(7月)	神奈川県	-	-			S N 4号の実施
桜島(8月)	鹿児島県	-	-			S N 4号の実施
台風18号 (関東・東北豪雨)(8月)	茨城県、栃木県 宮城県	○	茨城県10 栃木県8 宮城県8	○【局激】	常総市(茨城県)	災害ファンドを実施
台風21号(10月)	沖縄県	○	1			

平成28年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
熊本地震(4月)	熊本県	○	45	○【本激】	熊本県	S N 4号地域拡大 グループ補助金等実施
台風10号(8月)	北海道、岩手県	○	北海道20 岩手県12	○【局激】	南富良野町(北海道)、宮古市、久慈市、岩泉町(岩手県)	既存補助金活用
鳥取県中部地震(10月)	鳥取県	○	4			
新潟県糸魚川市における 大規模火災(12月)	新潟県	○	1			既存補助金活用

平成29年度

災害名	被災都道府県 (災害救助法適用地域)	災害救助法 (5点セット適用)	災害救助法 対象市区町村数	激甚指定	激甚指定地域	備考
九州北部豪雨(7月)	福岡県、大分県	○	福岡県3 大分県2	○【局激】	朝倉市、東峰村(福岡県)	経産局個社支援 既存補助金活用 S N 4号地域拡大
秋田豪雨(7月)	秋田県	○	1			
台風18号(9月)	大分県	○	2			
台風21号(10月)	三重県、和歌山県、京 都府	○	三重県2 和歌山県1 京都府1			経産局個社支援 S N 4号地域拡大
福井大雪(2月)	福井県	○	9			
平成30年豪雪(2月)	新潟県	○	5			

中小企業の 事前対策への支援

① 中小企業BCP策定支援事業（PR資料）

平成29年度補正予算案額 7.0億円

中小企業庁 経営安定対策室

03-3501-0459

中小企業庁 経営支援課

03-3501-1763

事業の内容

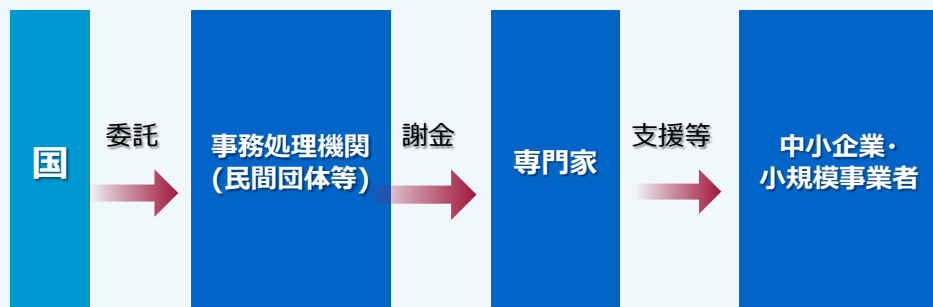
事業目的・概要

- 近年、災害等が頻発する中、被災した場合、地域経済の担い手である中小企業の早期復旧が重要です。早期復旧には、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、平時に行うべき活動や緊急非常時における事業継続の手法等を構築すること等が有効です。しかしながら、中小企業にはこれらの知識が乏しいことから、BCP策定を行う中小企業者に専門家を派遣していきます。

成果目標

- 地域経済の担い手である中小企業の災害からの早期復旧や、平時からの経営改善を図ることで、地域の雇用等の維持を図ります。また、BCP策定率を上げていきます。

条件（対象者、対象行為）



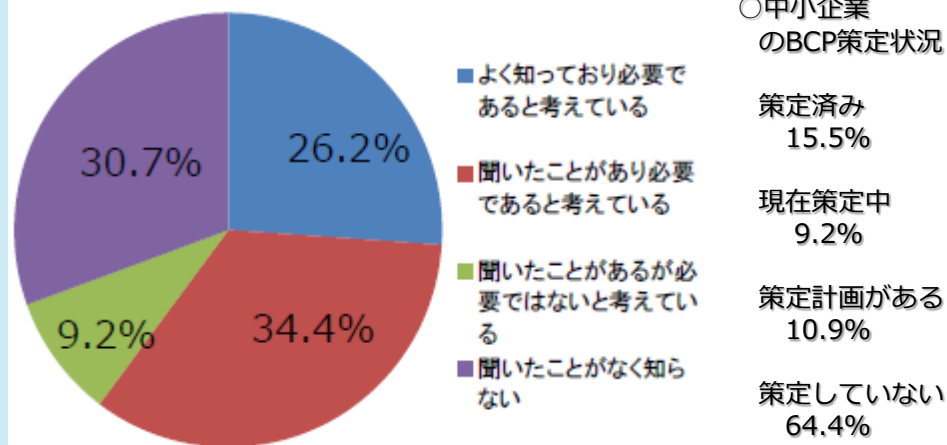
事業イメージ

○災害対策強化や経営改善に係る取組

○BCP関連の専門家等派遣事業（委託）

中小企業における自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えた事業継続計画の策定や、平時に行うべき活動、緊急非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を支援するため、専門家の派遣を行います。

○中小企業のBCPの認知度

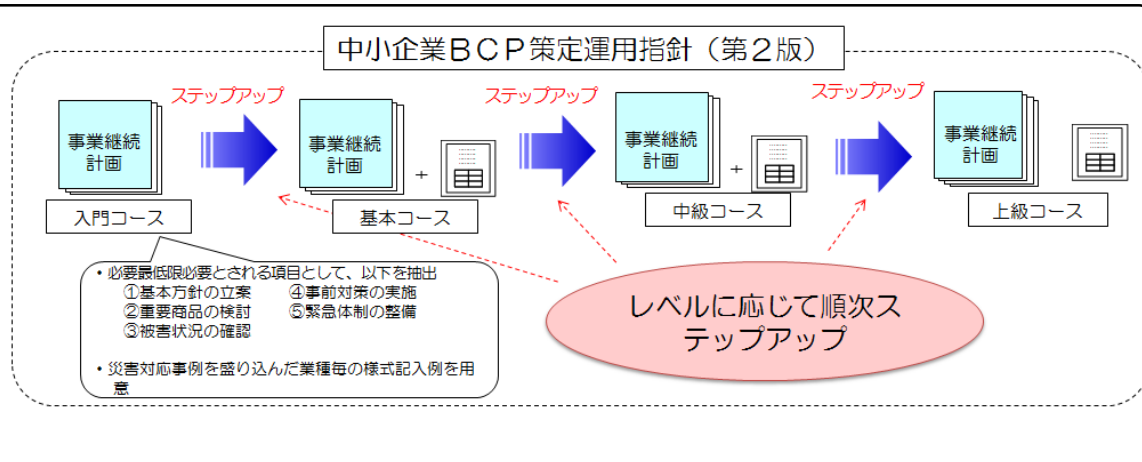


②中小企業庁のBCP策定支援の取組

中小企業BCP策定運用指針（第2版）

1. BCPの策定・運用に必要な事項を、事例なども入れながらわかりやすく解説した支援ツール。
2. BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意。
3. 必要な様式等は、HPからダウンロードが可能。

<QRコード> 中小企業庁HP
 中小企業BCP策定運用指針
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
 ※事例集等もこちらからご覧いただけます。



中小企業庁のBCP指針に基づく融資制度

■ 社会環境対応施設整備資金（BCP関連）

対象	中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ○設備資金： 施設の耐震化、自家発設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など

貸付限度額及び貸付利率	<p>【中小企業事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円） ○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－0.65% 2億7千万円超：基準利率 【運転資金※2】基準利率 <p>【国民生活事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円） ○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－0.65% 【運転資金※2】基準利率 <p>※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。 ※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。</p>
-------------	--

※詳細は日本政策金融公庫の各支店窓口までお問い合わせください。